

ペットボトルリサイクル 入札制度の変更案

平成29年12月

入札制度の変更案の目的・ポイント

- ペットボトルのリサイクルについては、昨年度の審議会報告書にあるとおり、「資源の有効利用や再生材の適正処理の確保などの観点から、国内循環産業を育成し、安定的な国内循環を推進していくべきである」。
- 独自処理を実施している市町村の中には、ペットボトルの適正な処理を確認していないところもあることから、安定的な国内循環を確保していくためには、市町村に指定法人ルートを活用してもらうことが重要である。
- そのためには、市町村が分別収集・選別保管のコストを負担した上で、一般的には有価で売却しているところであり、再商品化事業者の決定に当たり、市町村の意向を少しでも反映できる仕組みを設け、指定法人ルートへの誘導・定着を図っていくべきではないか。
※市町村から、再商品化手法を自治体が柔軟に選択できるよう国への要望が出されている。
- 第3回検討会に提示した環境省案は、市町村の希望に沿った再商品化事業者であれば入札価格に関わらず落札できるものだったが、今回提示する変更案は、最高入札価格との差が1割以内であった場合に限り、市町村の希望に沿った再商品化事業者を優先させるもの。
- 市町村にとっても再商品化事業者等の取組についてより深い理解を得ることができ、市民への情報提供が充実し、市民の分別収集への参加が促進され、結果として質の高いリサイクルや分別収集量の拡大による資源の安定確保と好循環が期待される。

入札制度の変更案のイメージ①

< 1. 市町村が任意で希望を選択 >

- 市町村は、指定法人への引渡申込に当たって、以下の選択肢に対して、指定保管施設ごとに任意で希望を提示することができるようにする。

- 選択肢①：再商品化製品が主に**繊維**にリサイクルされる再商品化事業者
- 選択肢②：再商品化製品が主に**シート**にリサイクルされる再商品化事業者
- 選択肢③：再商品化製品が主に**ボトル**にリサイクルされる再商品化事業者
- 選択肢④：再商品化製品が主に**成形品**にリサイクルされる再商品化事業者
- 選択肢⑤：**同一市町村区域内**に工場が立地する再商品化事業者
- 選択肢⑥：**同一都道府県区域内**に工場が立地する再商品化事業者

※指定保管施設ごとに複数選択可で、選択しないことも可能。

※各選択肢について、どのような事業者がどの程度存在するかをあらかじめ市町村に対して情報提供することが必要。

※選択肢①～④については、再商品化事業者の前年度実績を基に判断。複数品目にリサイクルされている場合は、前年度最も割合の大きい品目を「主に」リサイクルされる品目とする。

※※市町村が希望を選択した場合は、入札に当たって再商品化事業者が確認できるようにする。

入札制度の変更案のイメージ②

< 2. 入札選定ルール >

- 従来どおり指定保管施設ごとに価格競争による入札を基本とする。
- その上で市町村が希望を提示した場合、有償入札（有価で売却される場合）に限り、市町村の希望に沿った再商品化事業者の入札価格が最も高い入札価格を下回った場合であっても、その差が**1割以下**の場合には、当該市町村の希望に沿った再商品化事業者を優先して選定する。



- ※市町村の希望が提示されても、希望に沿った再商品化事業者の入札価格と一番札の価格差が1割を超える場合など、必ずしも希望どおりとならない。
- ※希望に沿った再商品化事業者の入札価格は一番札より安くても落札することが可能となるため、市町村にとっては、希望を示さない場合と比べて、有償金が減少する可能性があることに留意する必要がある（価格差が1割以内に限って優先されるため、減少幅は限定的）。
- ※再商品化事業者がどのような用途の利用事業者に再生材を引き渡すかは需給を考慮したうえで判断するものであり、市町村の希望による制約は受けない。

(参考) 市町村への意向照会の結果

- 市町村に対して、入札制度の変更案を導入した場合の対応方針について意向調査を実施。（平成29年7～8月）
- 制度変更により、独自処理量全体のうち約50%（41,861ト）が指定法人ルートへ「移行」又は「移行を検討」と回答。

<制度変更を前提とした今後の対応について>

現在の方法	回答内容	自治体数	指定法人引渡量 (t)	独自処理量 (t)
独自処理 (全量又は一部)	指定法人ルートへ移行（予定）	23	736	7,581
	指定法人ルートへの移行を検討	202	8,969	34,280
	独自処理を維持	402	18,451	41,502
指定法人ルート	指定法人ルートを継続	950	147,900	0
	指定法人ルート継続の方向検討	70	23,490	0
	独自処理に移行を検討	5	599	0

今後の進め方

- 今後、環境省、経済産業省、容リ協において、関係者の意見を踏まえながら、制度の詳細設計を検討していく。その際、例えば、以下のような取組を行い、詳細な運用ルールを決めてはどうか。
 - ・市町村に対して、制度変更を行った場合どの選択肢を選択するか、又は、選択しないか、アンケート調査を実施
 - ・再商品化事業者に対して、市町村の希望に沿っている場合と沿っていない場合で入札行動がどのように変化するか、アンケート調査を実施
- また、検討に当たっては、システム改修費用や運用コストが必要最小限となるよう留意する。
- 導入時期は、中国の輸入規制の影響を見つつ、最速で平成31年度以降の導入を念頭に検討を進める。

ペットボトル指定法人ルート 運用見直し計画

進捗状況と変更点

平成29年12月25日(月)
(公財)日本容器包装リサイクル協会

ペットボトル指定法人ルート運用見直し項目一覧

・協会内部の点検作業で抽出された項目一覧

分 類		項 目
1	重点項目	入札時期の変更(今より遅らせる)
2		3ヶ月ルールの改正(有償分のみ)
3		有償落札分ペール代金の支払い方法の変更
4		有償拠出金の支払い時期の変更
5		ペール品質についての情報共有(評価項目、評価基準などの改正)
6		有償拠出金における消費税の取扱い
7	市町村関連	引き取り車両・頻度に関する運用の明確化
8		丸ボトルの取り扱いに関する運用の明確化
9		有償拠出金算出方法の説明
10		市町村担当者の事務の軽減等
11		PETボトルに関する市町村向け情報発信方法の全般的見直し
12	手続き等	引取同意書の引き取り量の期中変更の運用見直し
13		様式3-2の項目見直し
14		様式4の廃止
15		登録申請提出書類の削減
16		能力査定に関する基本的考え方の見直し
17		入札条件リストの項目見直し(追加)

- ・上記抽出項目の内、1～5の重点項目については、本検討会にて審議を行う。
- ・6の重点項目については、制度所管省庁と相談し、平成31年度以降の実施の可能性を検討する。
- ・その他の項目については、協会内部で点検作業を進め、順次実施していく。

1.入札時期の変更(今より遅らせる)

①措置の内容・必要性

- ・ペットボトルのリサイクルは、市況に大きく影響されるため、再生処理事業者からは、入札時期を遅らせ、入札締切から契約・引き取り開始までの期間の短縮を要望する声がある。

②懸念点・課題

- ・市町村・再事の実務、
- ・コストと効果

③協会での検討

- ・市町村・再事、
ことが可能。
- ・必要なシステム、
かなうことが可能。

④ワーキングチームが

- ・コストに見合った効果なら実施。ただし、検証も再度検討する。

⑤結論

- ・平成30年度上期入札より実施する。
- ・市町村、再生処理事業者にアンケート調査を実施し、効果や改善点の検証を行う。また、ペットボトル以外の3素材への適用についても実態・ニーズを踏まえて検討を行う。

実施済

2.3ヶ月ルールの改正（有償分のみ）

①措置の内容・必要性

- ・現状は、分別基準適合物の引き取りから再商品化製品（フレーク等）の在庫を3ヶ月以内に販売しなければならないこととしており、再生処理事業者にとっては売り時の選択肢が制限され、価格交渉において不利な立場になっているケースもある。

②懸念点・課題

- ・有償落札分べール代金の支払方法の変更が必要（→重点項目3）
- ・大幅なシステム変更が必要

③協会での検討結果

- ・再商品化の期限を引取後3ヵ月以内とし、販売については特段期限を設けない。

④ワーキングチームからのご意見

- ・販売期限については何らかの制約が必要ではないか。
- ・販売先・用途等トレーサビリティの確保と情報開示の徹底が重要。

⑤結論

- ・販売期限についての制約の在り方や他素材への適用等を総合的に検討し、平成31年度以降実施目標とする。

⇒有償・逆有償の区別なく実施する(分離管理は不可能)

3.有償落札分べール代金の支払い方法の変更

①措置の内容・必要性

- ・重点項目2の3ヵ月ルールを撤廃した場合、現行では再商品化製品を販売をしなければいつまでも支払が行われないというリスクがある。

②懸念点・課題

- ・大幅なシステム変更が必要
- ・再商品化業務規程の改訂が必要（理事会、評議会での承認、主務大臣の認可）

③協会での検討結果

- ・市町村引取月の3ヵ月後月末払い（引き取り数量×落札単価）
- ・逆有償分は除外（現行通り 販売数量÷再商品化率×落札単価）

④ワーキンググループからのご意見

- ・再生処理事業者の資金繰り等に配慮しながら進めるべき。

⑤結論

- ・平成31年度実施目標とする。

⇒逆有償分も含めて、再商品化が完了した時点で製造量に応じて、翌月末での請求/支払を行う。販売先の受領書等の管理は3ヶ月以降も継続する。

4.有償拠出金の支払い時期の変更

①措置の内容・必要性

- ・指定法人ルートでは協会から市町村に対して年2回(3月、5月)有償拠出金の支払を行っている一方で、独自処理市町村の場合は、引渡しの翌月に支払が行われることが多く、市町村にとっては収入見通しや資金繰りに支障をきたすことが多く、不便な運用となっている。

②懸念点・課題

- ・市町村のニーズの
- ・システム変更

③協会での検討

- ・指定法人ルート
市町村が多数(85%)であるため、現行どおりで良いという

④ワーキングチームからの意見

- ・協会案のとおり対応を希望。

⑤結論

- ・運用変更しない。

変更しない

5. ベール品質についての情報共有 (評価項目、評価基準などの改正)

①措置の内容・必要性

- ・市町村からの引き取り品質ガイドラインとベール品質調査の項目が整合していないため、市町村や再生処理事業者にとって分かりにくい運用となっている。
- ・現在、市町村・市民の努力により、95%がAランクになっており、市町村・再生処理事業者双方にとって有用な情報になっているか検討する必要がある。

②懸念点・課題

- ・市町村・再生処理事業者

③協会での検討

- ・市町村・再生処理事業者と連携し、ガイドラインとベール品質調査の項目を整合させる。
- ・加えて、再生処理事業者のニーズを踏まえ、必要に応じて配点基準とする。

④ワーキングチームからの意見

- ・協会案のとおり対応を希望。

⑤結論

- ・平成30年度入札より実施するため、引き取り品質ガイドラインとベール品の品質ランク区分及び配点基準を変更し、市町村に配布済み。

実施済